

三鷹市障がい者（児）地域生活支援拠点

作成・発信部署：健康福祉部 障がい者支援課

公開日：2021年4月1日 最終更新日：2021年4月1日

障がい者の生活を地域で支える地域生活支援拠点を整備します。

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた支援を行うため、「三鷹市障がい者（児）計画」等に基づき、基幹相談支援センター、相談支援事業所や一時保護施設など、市内の複数の機関が相互に連携して機能を担う地域生活支援拠点を整備します。

地域生活支援拠点の概要

障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりを目指します。

地域生活支援拠点に求められる5つの機能について、段階的に整備を進めます。

地域生活支援拠点の5つ機能について

- 1 相談
- 2 緊急時の受け入れ・対応
- 3 体験の機会・場
- 4 専門的人財の確保・養成
- 5 地域の体制づくり

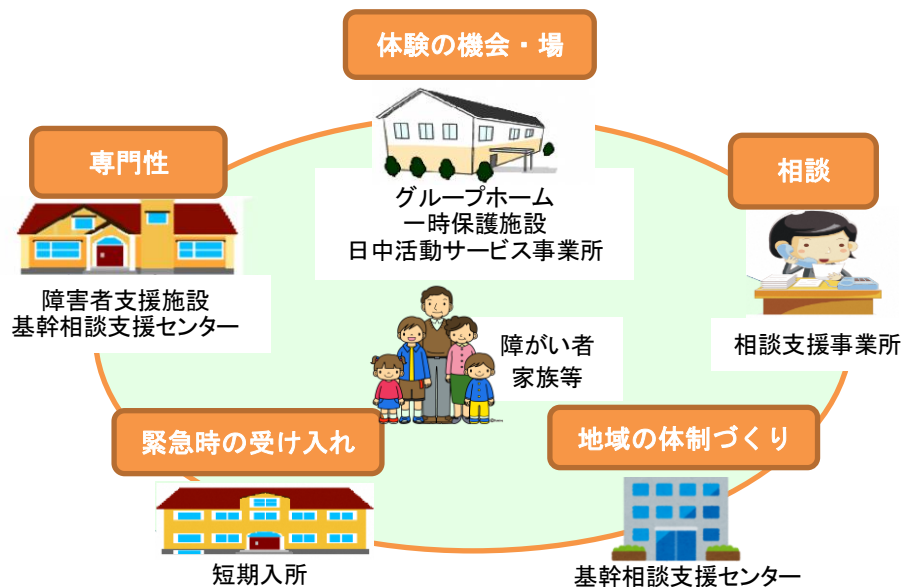
今後の整備について

機能の充実化に向け、相談機能の充実、居住体験の機会や場の提供、緊急時に受け入れ可能な短期入所の確保やコーディネート機能の充実など具体的な施策の実施により、障がい者が地域で自分らしく生活するために必要な支援を、地域の支援機関等が連携して提供します。その上で、障がい者地域自立支援協議会の提言に基づき「相談機能の充実」等を優先的に進めることとし、段階的な整備と充実を図ります。

障がい者地域自立支援協議会との連携について

障がい者地域自立支援協議会との連携により、地域のニーズや実情を踏まえ、取り組みを推進します。

三鷹市における地域生活支援拠点（整備のイメージ）



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

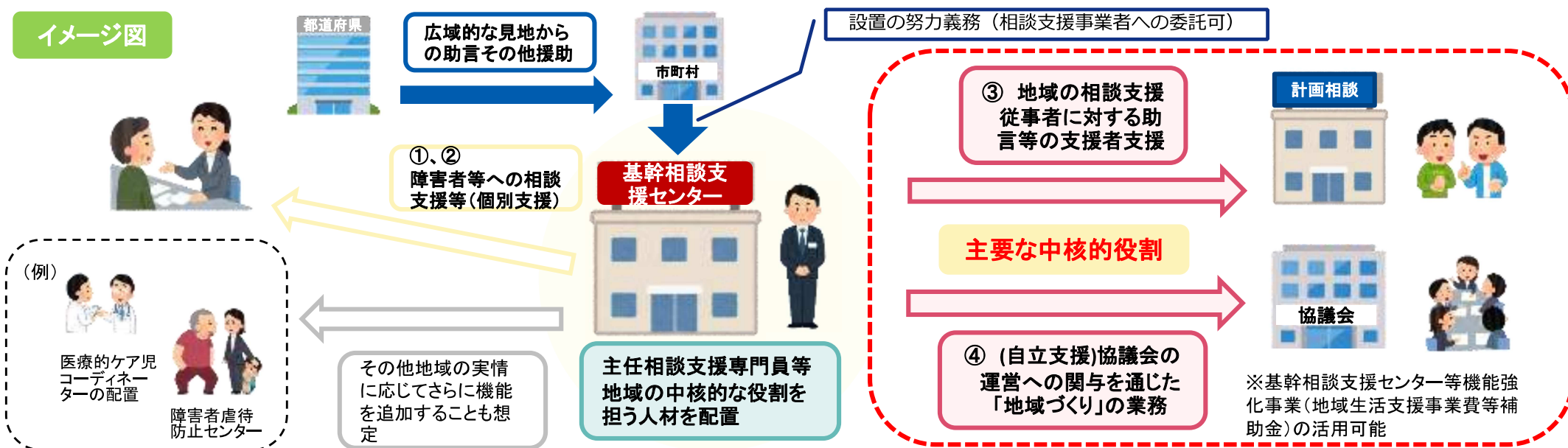
060206_全国厚生労働関係部局長会議資料より
※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項)
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- ※ **都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項)

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

060206_全国厚生労働関係部局長会議資料より

令和6年4月1日施行

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

改① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。（第2項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

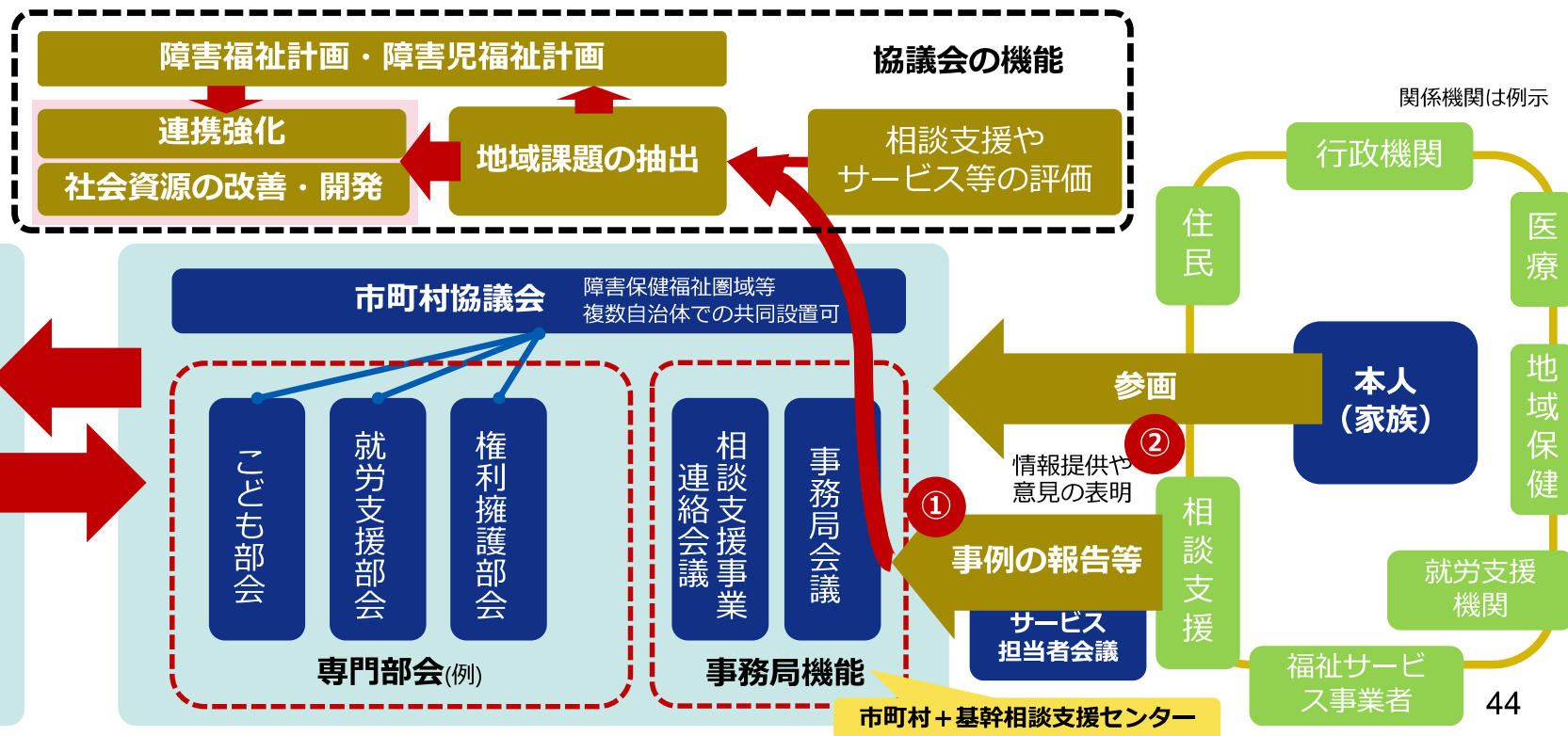
新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

新③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、協議会との関連イメージ

060206_全国厚生労働関係部局長会議資料より

